

板橋区住宅対策推進本部設置要綱

平成4年3月18日

区 長 決 定

(設 置)

第1条 板橋区の住宅対策を効果的に進めていくために、板橋区住宅対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について調査検討し、審議する。

- (1) 板橋区における住宅対策の総合的な調整、実施に関すること。
- (2) その他区長が必要と認める事項

(組 織)

第3条 推進本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長

副本部長

本部員

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(招 集)

第4条 本部長は、必要に応じて本部員を招集し、会務を総理する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長又は本部長の指名する者がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶 務)

第5条 推進本部の庶務は、都市整備部住宅政策課において処理する。

(幹事会の設置)

第6条 会議の円滑な運営を図るため、幹事会を設置する。

- (1) 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 幹事会長（以下「会長」という。）は、都市整備部長とする。
- (3) 幹事会副会長（以下「副会長」という。）は、都市整備部住宅政策課長とする。
- (4) 会長は、幹事会の会務を総理する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (6) 幹事会は、住宅対策推進本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- (7) 幹事会の庶務は、都市整備部住宅政策課が処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱（一部改正）は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この要綱（一部改正）は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この要綱（一部改正）は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱（一部改正）は、平成27年7月1日から施行する。
- 6 この要綱（一部改正）は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 この要綱（一部改正）は、令和4年4月1日から施行する。
- 8 この要綱（一部改正）は、令和5年5月1日から施行する。
- 9 この要綱（一部改正）は、令和7年4月1日から施行する。

別 表 1

板橋区住宅対策推進本部構成員	
本 部 員	技 監 政 策 経 営 部 長 総 務 部 長 危 機 管 理 部 長 区 民 文 化 部 長 産 業 経 済 部 長 健康生きがい部長 福 祉 部 長 子 ど も 家 庭 部 長 資 源 環 境 部 長 都 市 整 備 部 長 まちづくり推進室長 土 木 部 長

別 表 2

幹事会構成員	
会 長	都 市 整 備 部 長
副会長	都 市 整 備 部 住 宅 政 策 課 長
会 員	政 策 経 営 部 政 策 企 画 課 長 総 務 部 総 務 課 長 危 機 管 理 部 防 災 危 機 管 理 課 長 区 民 文 化 部 地 域 振 興 課 長 産 業 経 済 部 産 業 振 興 課 長 健 康 生 き が い 部 長 寿 社 会 推 進 課 長 健 康 生 き が い 部 お と し よ り 保 健 福 祉 セ ン タ ー 長 福 祉 部 生 活 支 援 課 長 子 ど も 家 庭 部 子 ど も 政 策 課 長 資 源 環 境 部 環 境 政 策 課 長 都 市 整 備 部 都 市 計 画 課 長 都 市 整 備 部 建 築 指 導 課 長 都 市 整 備 部 建 築 安 全 課 長 ま ち づ く り 推 進 室 ま ち づ く り 調 整 課 長 土 木 部 み ど り と 公 園 課 長